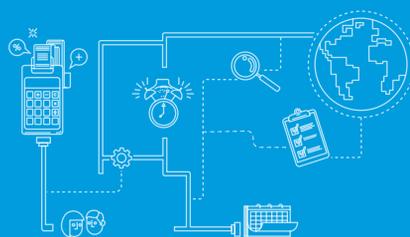


Japan Tax Update

RSM汐留パートナーズ税理士法人



<速報> 令和6年度税制改正大綱

全体概要

2023年12月14日、自由民主党・公明党両党は、令和6年度税制改正大綱を閣議決定しました。今回の与党税制改正大綱は、「賃金上昇はコストではなく、投資であり成長の原動力である」と、その趣旨を税制改正の中でも明確に位置付けており、デフレ下での「安いニッポン」を脱却し、変化の先にある「新しい世界」を目指すための後押しを目的とした税制の見直しを行う措置が多く講じられています。税制改正にあたっての基本的な考え方としては、次が挙げられています。

1. 構造的な賃上げの実現
2. 生産性向上・供給力強化に向けた国内投資の促進
3. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し
4. 地域・中小企業の活性化等
5. 円滑・適正な納税のための環境整備
6. 扶養控除等の見直し
7. 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

以下、RSM汐留パートナーズ税理士法人のメンバーが厳選した、主な改正項目の概要を説明いたします。なお、今後の国会における改正法案審議の過程において、一部項目の修正等が行われる可能性がありますのでご注意ください。

法人課税

01 賃上げ促進税制

今年の30年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものとせず、デフレ脱却・構造転換に向け、物価高に負けない構造的・持続的な賃上げの動きを多くの国民に広げて効果を深めるため、賃上げ促進税制につき以下の改正が行われます。適用時期は令和6年4月1日から令和9年3月31日までに開始する事業年度となります。

① 大企業

- 適用期限の3年間延長
- 原則の税額控除率を15%から10%に引き下げる一方、上乗せ措置を含めた最大控除率を30%から35%に引き上げ
- 継続雇用者給与等支給額の増加割合に応じた税額控除率の上乗せ措置についての適用要件の見直し
- 常時使用従業員数2,000人以下の法人を「中堅企業」と位置づけ、新卒を設置（併せて、マルチステークホルダー方針の公表に係る提出義務者の範囲等が見直される）
- 子育てサポート企業の認定（くるみん）や、女性の活躍推進企業の認定（えるぼし）が税額控除の上乗せ要件に入る

② 中小企業

- 適用期限の3年間延長
- 上乗せ措置の見直しにより、最大控除率を40%から45%に引き上げ（給与等支給額の増加割合についての要件変更はなし）
- 控除限度超過額（当期の税額から控除できなかった額）は5年間の繰越しが可能となり適用の幅が拡大

02 交際費の損金不算入制度の適用除外措置の拡充

国内の雇用の7割を支え、地方活性化の中心的役割を担う中小企業の経済活動の活性化や、「安いニッポン」の指摘に象徴される飲食料費に係るデフレマインドを払拭する観点から、交際費課税の見直しが行われます。既存の交際費等の損金不算入制度が3年間延長される他、交際費等の範囲から除外される一定の飲食費等の上限を1人あたり5,000円以下から10,000円以下に引き上げが行われることとなります。

上記の取扱いは、令和6年4月1日以後に支出する飲食費等から適用されますが、事業年度ベースでの変更とならないため、3月決算法人以外の法人については、5,000円以下と10,000円以下の飲食費等に係る金額基準が混在するため留意が必要となります。

03 外形標準課税の 適用対象法人の 見直し

企業の稼ぐ力を高める法人税改革や、地方税収の安定化・税負担の公平性といった制度導入の趣旨を踏まえて、外形標準課税の適用対象法人について、以下の法人も対象とする改正が行われます。ただし、中小企業の賃上げ等の取組みに対する影響も踏まえながら慎重に検討を行うとされています。

① 減資への対応

現行基準（資本金1億円超）に加えて追加基準を設けます。前事業年度に外形標準課税の対象法人であった場合、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える事業年度においては、当該事業年度末に資本金が1億円以下であっても外形標準課税対象となります。適用時期は令和7年4月1日以後開始する事業年度からとなります。

② 100%子法人等への対応

資本金と資本剰余金の合計額が50億円超の100%子法人等のうち、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超える場合は、当事業年度に資本金1億円以下であっても外形標準課税対象となります。適用時期は令和8年4月1日以後開始する事業年度からとなります。

04 イノベーション ボックス税制の創設

国内のイノベーション促進に向け、海外に遜色ない事業環境の整備を図ることにより、研究開発拠点としての立地競争力の向上や、ソフトウェアをはじめとする無形固定資産への民間投資の後押しする観点からイノベーションボックス税制を新設するとされています。

具体的には、青色申告書を提出する法人が、国内で研究開発を行った特許権やAI分野のソフトウェア著作権について、当該知的財産の国内への譲渡所得等に対して、次の①と②のいずれか少ない金額の30%を損金算入することができます。

① 以下の所得金額

特許権譲渡等取引 に係る所得金額	×	$\frac{\text{B) 以下Aの金額に含まれる適格研究開発費の合計額}}{\text{A) 当期及び前期以前に生じた特許権譲渡等取引に直接関連する研究開発に係る金額の合計額}}$
---------------------	---	---

② 当期の所得金額

当該制度は、令和7年4月1日から令和14年3月31日までの間に開始する各事業年度において適用されます。

05 戦略分野国内生産 促進税制の創設

世界各国で、GX・DX等の戦略分野への投資拡大に向けた競争が激化しています。日本国内においても、中長期的な経済成長を牽引し、供給力強化に繋がる分野については集中的に投資を促進する必要があるとし、国として特段に戦略的な長期投資が不可欠となる分野を選定した上で、対象分野の生産販売量に比例して法人税額を控除する戦略分野国内生産促進税制が新設されることとなります。

青色申告書を提出する法人で、産業競争力強化法の認定を受けた認定事業適応事業者が、産業競争力基盤強化商品（電気自動車・半導体等）の生産用資産の購入等を行い、国内にある事業の用に供した場合に、認定の日以後10年以内の日を含む各事業年度において、次のいずれか少ない金額の税額控除を受けることができる制度となります。

- ① 販売されたものの数量に応じた金額
- ② 産業競争力基盤強化商品生産用資産の取得価額を基礎とした金額

本制度は、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制・カーボンニュートラル投資促進税制の税額控除との合計額で当期の法人税額の40%（半導体生産用資産は20%）が上限となります。また、税額控除の限度額を超える金額については、4年間（半導体生産用資産は3年間）の繰越が可能となります。

消費課税

01 インボイス制度の 円滑な実施に向けた 所要の措置

インボイス制度の実施に伴う事務負担を軽減する観点から、以下の見直しが見直しが講じられることとなります。

① インボイス不要取引に係る帳簿記載事項の省略

帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められる、自動販売機及び自動サービス機による税込3万円未満の少額の課税仕入れについては帳簿への仕入先の住所等の記載は不要となります。

② 消費税の経理処理方法の明確化

簡易課税制度又はインボイス制度における2割特例を適用する事業者が税抜経理方式を採用している場合について、令和5年10月1日以後に国内において行う課税仕入れに係る支払対価の額に、110分の10（軽減税率対象の場合は108分の8）を乗じた金額を仮払消費税等とすることが認められます。

02 プラットフォーム 課税の導入

近年、モバイルアプリのデジタルサービスの市場拡大により、プラットフォームを介して多くの国外事業者が国内市場に参入しています。

このようなデジタルサービスに係る消費税の納税義務は、プラットフォーム背後のサプライヤーである国外事業者にあります。国内に拠点を持たない国外事業者も多く存在しており、消費税の捕捉や調査・徴収が課題となっています。

令和7年4月1日以後、国外事業者がプラットフォームを介して提供する一般消費者向けの電気通信利用役務提供のうち、一定規模のプラットフォーム事業者（特定プラットフォーム事業者）を介して行われるものについては、その国外事業者に代わり、プラットフォーム事業者に対して消費税の納税義務が課されることとなります。

03 国外事業者の 事業者免税点制度 の特例の見直し

現行の事業者免税制度では、基準期間における国内の課税売上高が1,000万円以下の事業者については消費税の納税義務が免除されていますが、本来の趣旨に沿わない形で国外事業者により行われている事業者免税点制度を利用した租税回避を防止するため、下記の事業者免税点制度における特例の見直しを講じます。

① 特定期間の特例

特定期間における課税売上高又は給与支払額が1,000万円以下の場合に納税義務の免除が適用されますが（選択適用可）、給与支払額による判定の対象から国外事業者は除外されます。

② 新設法人の特例

資本金1,000万円以上の新設法人に対する納税義務の免除の特例について、基準期間を有する場合も、外国法人は国内における事業の開始時に本特例の適用の判定を行います。

③ 特定新規設立法人の特例

資本金1,000万円未満の特定新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、本特例の対象となる特定新規設立法人の範囲に、国外分を含む収入金額が50億円超である事業者が、直接又は間接に支配する法人を設立した場合はその法人を加える他、上記2と同様の判定を行うこととなります。

上記に加え、その課税期間の初日において恒久的施設を有しない国外事業者については、簡易課税制度及びインボイス制度における2割特例の適用は認められません。

国際課税

01 グローバルミニマム課税への対応

市場国への新たな課税権の分配（「第1の柱」）と、グローバル・ミニマム課税（「第2の柱」）の2つの柱からなる国際合意のうち、「第2の柱」については、日本企業の国際競争力の維持と向上に繋がるものであるため、令和5年度税制改正に引き続き、国際合意に則った法制化が進められます。本改正において、所得合算ルール（IIR）については、OECDにより発出された執行ガイダンスや、国際的な議論の内容を踏まえた制度の明確化等の観点から所要の見直しが行われます。

来年以降も引き続き実施細目が議論される見込みである国内ミニマム課税（QDMTT）・軽減課税所得ルール（UTPR）については、検討時期が引き延ばされ、令和7年以降となります。

02 外国子会社合算税制の見直し

グローバル・ミニマム課税（「第2の柱」）に併存するとされている外国子会社合算税制（CFC税制）について、「第2の柱」の導入により、対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえて可能な範囲で追加的な見直しを行うこととされています。また、令和7年度税制改正以降に見込まれる更なる「第2の柱」の法制化を踏まえて、必要な見直しを検討される予定です。具体的には、ペーパー・カンパニー特例に係る収入割合要件について、外国関係会社の事業年度に係る収入等がない場合には、その事業年度における収入割合要件の判定が不要とされます。

03 暗号資産等報告枠組み等

令和4年、暗号資産等を利用した国際的な脱税及び租税回避を防止する観点からOECDにおいて暗号資産等の取引や移転に関する自動的情報交換の報告枠組みが策定されました。

日本国内においても、租税条約等に基づいて非居住者の暗号資産に係る取引情報等を各国税当局と自動的に交換できるよう、国内の暗号資産取引業者等に対して非居住者の暗号資産に係る取引情報等を税務当局に報告することを義務付ける制度が整備されます。

個人所得税・相続贈与課税

01 ストックオプション 税制の利便性の向上

スタートアップ・エコシステムの抜本的な強化のため、税制適格ストックオプションの利便性向上や要件緩和が実施されます。

① 株式保管委託要件の緩和

発行会社と一定の要件を満たす株式管理契約を締結することで証券会社等への保管委託が不要となり、非上場会社での活用の幅が拡大します。

② 年間の権利行使限度額の大幅な引き上げ

行使限度額は現行の1,200万円から、設立5年未満の会社は2,400万円に、設立後5年以上20年未満である非上場会社・上場後5年未満の上場会社株式会社は3,600万円に引き上げられることとなります。

③ 社外高度人材への付与要件の緩和・認定手続の軽減又は撤廃

- 発行企業の要件のうち、ベンチャーキャピタル等からの出資を受ける時点での「資本金の額が5億円未満且つ従業員の数が900人以下」という要件が撤廃されます。
- 社外高度人材に係る要件のうち、上場企業の役員は3年以上から1年以上の実務経験に緩和、国家資格を有する専門家等の実務要件は廃止されます。
- 社外高度人材の範囲に、教授及び准教授、その他一定の実務経験がある者等が追加されます。

02 所得税・個人住民税 の定額減税

賃金が物価を上回る構造を実現し、国民のデフレマインドの払拭と好循環の実現のため、所得税・個人住民税の定額減税を実施します。

具体的には、合計所得金額1,805万円以下（給与収入のみの場合は2,000万円に相当）の納税者に対して、本人及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の減税を行うものとなります。

給与所得者の場合の減税実施方法については、所得税は2024年6月1日以後最初に支払いを受ける給与等（賞与を含む）の源泉徴収額から特別控除の額を控除し、個人住民税は2024年6月に給与を支払う際に特別徴収を行わず、特別控除の額を控除した金額を11分割した金額を、2024年7月～2025年5月までに支給する給与から毎月徴収するものとします。

03 子育て世帯の支援に関する税制

子育て世帯に対する実質的な支援を拡充する目的で、いくつかの改正が入ることとなります。

① 扶養控除等の見直し

児童手当が緩和・拡充されたことにより、バランスを踏まえつつ、扶養控除については15歳以下の取扱いに縮小されます。

② 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

子育て特例対象個人が認定住宅等の新築又は取得等をして、2024年中に居住の用に供した場合の住宅借入金等の借入限度額が上乗せされます（認定住宅：500万円、ZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅：1,000万円）。

③ 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充

新生命保険料に係る一般枠の生命保険料控除について、23歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の4万円を6万円とする上乗せ措置が講じられます（合計適用限度額は、現行の12万円から変更なし）。

04 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税措置の延長

適用期限（令和5年12月31日）が令和6年1月1日から令和8年12月31日まで3年間延長され、相続時精算課税制度に係る住宅取得等資金の贈与の特例措置についても同期間延長されます。また、新築時の省エネ性能住宅の要件も一部変更となります。

05 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限が令和8年3月31日までの2年間の延長されます。

ご不明な点などございましたら、当法人の貴社担当者までお問合せください。

RSM汐留パートナーズ株式会社 [☎](#)

RSM汐留パートナーズ税理士法人 [☎](#)

〒105-7133 東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター33階

パートナー
長谷川 裕哉

マネージャー
宮坂 大修

パートナー
松橋 亮太

アシスタントマネージャー
出口 拓矢

シニアマネージャー
藤井 淳平

アシスタントマネージャー
保科 英樹

- [税務アドバイザー](#) [☎](#)
- [国際税務コンサルティング](#) [☎](#)
- [M&Aに関する税務コンサルティング](#) [☎](#)
- [事業承継・相続に関する税務コンサルティング](#) [☎](#)